

## 設立趣旨書

### 1 趣旨

我が国は世界有数の災害大国であり、地震を例にとっても、新潟県中越沖地震（2007年）、阪神淡路大震災（1995年）、北海道南西沖地震（1993年）といった大きな災害が何年かおきに発生し、今後も東海地震、東南海・南海地震、首都圏直下型地震といった大災害が発生することが予想されています。そうした中、国民の多数が、災害支援や復興支援を国や自治体に頼っているというのが現状ですが、これからの時代は市民一人一人も国や自治体に頼ってばかりではなく、その時に自ら何が出来るかを考えて行動する事が求められています。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の災害支援活動のため、同月13日から民間ヘリコプターで緊急支援を行なった事が、本設立団体の前身である任意団体市民自主防災ヘリコプターチームにとって、実質的に最初の活動となりました。こうした民間ヘリコプターによる迅速かつ細やかな支援活動こそ我々に与えられた使命であると考えております。しかしながら発災直後から被災地で有効な支援活動を行っていくためには、平常時からの入念な準備とともに、関係各方面との事前連携が取れる組織をつくる必要があります。また、発災後の災害支援・復興支援に特化することなく、防災訓練などを通じて航空機の知識を一般に広め市民や企業などの防災及び減災の意識を高める活動も重要です。こうした活動を行うため、平常時から災害に備えた活動を進めていく環境を整備し、国や県・市町村などの自治体や企業・NPO・市民団体等と連携を深めて、それぞれの地域や団体とのネットワークを形成するとともに、市民からの信頼、協力を得て組織的に活動を進めていけるよう、特定非営利活動法人を設立するものです。

### 2 申請に至るまでの経過

平成22年8月21日、新しい公共をつくる市民キャビネット・災害支援部会主催の勉強会で災害時の民間ヘリコプターの使用方法について提案をする。

平成22年10月14日、市民自主防災ヘリコプターチームとして、市民キャビネット・災害支援部会に参加

平成23年3月13日から、東日本大震災の災害支援活動を実施した。

平成23年5月22日、団体名を市民航空災害支援センターとし特定非営利活動法人とすることを提案。

平成23年11月26日、設立総会を開催

平成23年11月26日

特定非営利活動法人市民航空災害支援センター

設立代表者 住所又は居所

埼玉県さいたま市桜区上大久保519番地1

埼玉県浦和・大久保合同庁舎1号館

氏名 竹田好孝